

第三十四回国会 参議院文教委員会會議録第七号

昭和三十五年三月二十二日(火曜日)午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 清澤 俊英君
理事 安部 清美君
北畠 教真君
吉江 勝保君
加瀬 完君

委員

朗木 亨弘君
迫水 久常君
野本 品吉君
横山 フク君
三郎君
千葉千代世君
豊瀬 禎一君
相馬 助治君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君
岩間 正男君

衆議院議員

白井 莊一君

國務大臣

松田竹千代君

政府委員

宮澤 喜一君

文部政務次官

天城 勲君

文部大臣官房長

安嶋 弥君

文部大臣官房會計課長

内藤三郎君

文部省初等中等教育局長

小林 行雄君

文部省大学学術局長

清水 康平君

第六部 文教委員会會議録第七号

事務局側

常任委員 工案 英司君
会専門員

説明員

文部省大学学術局教職員養成課長 村山 松雄君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件

○公立学校の学校の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び學術に關する調査委員の免許に關する件

○委員長(清澤俊英君) それではただいまから文教委員会を開会いたします。この際、お諮りいたします。近藤鶴代君より、都合により理事を辞任いたしました旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じますが、互選の方法は、慣例により成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じますが、互選の方法は、慣例により成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じますが、互選の方法は、慣例により成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 次に、理事会の経過について御報告いたします。三月十七日及び本日の委員長及び理事打ち合わせにおいて協議いたしました結果、本委員会におきましては、本付託に於て、公立学校の学校の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案、養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に關する法律の一部を改正する法律案、以上、二法案を議題として質問を行ない、なお、公立学校の学校の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案につきましては、本日に中絶することに決定いたしました。

次に、昭和三十五年度文教関係予算等、当面の文教政策の諸問題について質問を行なうこととし、また今週の大曜日は定例日であり、都合により本委員会は開会せず、来週は三月二十九日、三月三十日を一応審議日程として審議を進めていくことにいたしましたので、右、御報告申し上げます。

以上、報告の通り審議を進めて参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じますが、互選の方法は、慣例により成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じますが、互選の方法は、慣例により成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。つきましては、直ちにその補欠互選を行なうと存じますが、互選の方法は、慣例により成規の手続を省略し、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(清澤俊英君) 本日、ただいま出席しておられます政府委員は、文部大臣、文部次官、大臣官房長、初等中等教育局長、大学学術局長、体育局長、官房會計課長、衆議院文教委員長の代理、理事白井莊一さん。以上、出席しておられます。

まず、公立学校の学校の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○岡三郎君 議員立法で、これがまあ改正されることになるわけですが、しかしその前に、現行、学校医がこの災害補償を受けていくことになっておりますが、この実情、いわゆる法律制定以後の実情ですが、これを一つ報告願いたいと思ふ、どういう運営になっているのか。

○政府委員(清水康平君) 御承知のとおり、公立学校の学校の公務災害補償に關する法律は、三十二年の五月三十一日、法律第四十三号で公布されておるわけでございます。その後、公立学校の学校の公務災害に該當する事例は、ただいまのところございませぬ。割合にこゝろい事例は今日までも少ないのではないかと申している次第でございます。

○岡三郎君 今の報告を聞いて、当初立法したときにおいても、こゝろいふうな法を制定しても、予算その他は心配ないといふことで、私が委員長のときやったわけですが、まあ全国の学校の校医の補償という面では精神的に相当

の好影響を与えてきていると思ふんで、新たに歯科医を加えて、歯科医とそのほか何か加えるのか。(衆議院)と申す者あり。衆議院はどうか、これ。――まあ歯科医を加えるということ、非常に金もかかるけれども、善政であるといふので賛成いたしますが、衆議院というのは、一体どうして加えたのですか。衆議院が出て歩くということがございますか。一緒に。

○衆議院議員(白井莊一君) これは、まあ議員立法でございますので、ちよつとお答え申し上げますが、実は学校保健法にも学校医と並んでやはり薬剤師も併置して、その補償の対象にいたしておるのであります。なお、聞くところによると、薬剤師についても学校薬剤師は約三千校くらいあるといふようなことも聞いておりますので、それでこれもあわせて加えた次第でございます。

○岡三郎君 まあ学校医並びに歯科医は、やはり学校へ行つて直接治療に當たる、あるいは校外指導の場合について行くといふふうなことでいいわけですが、薬剤師の場合に学校へ出て調剤するといふようなことがございますか。または一緒にいって調剤するといふようなことではないかと思ふんですが、その公務傷害と薬剤師が行なう仕事との關係をどう考えておるのか。たとえば薬剤師がどういふ場合にこの法に適用されるのか。具体的事例がないので、ただ学校の何かさういふ法規にあるから並べて書いておくといふことだけでは、私は意味が通らぬと思ふんですが、

具体的に適用をする場合がありますか、どうか。

○衆議院議員(白井莊一君) この点は専門の局長からの方が適當かと思ひますが、まあ私も常識的に考へますと、やはり学校薬剤師という職務がありまして、三千校から、ただいま申し上げたように委嘱してあるという事は、たとえば水質の検査とか、環境衛生方面についてのいろいろ職務があるので、従ひまして、そのために学校へ出向いてその職務に従うということもあり得ると思ひます。かように考へまして、まあ將來のことも考慮して、これに加えるのが適當である、こゝろ考へた次第でございます。

○岡三郎君 わかりました。

○相馬助治君 関連して。今の岡委員の質問の点は、学校薬剤師をなぜ加えたかということですね。これはいろいろふりに理解していいですね。御承知のように、最近プールが各学校でも多くなつた。このプールの汚染がひどいか、ひどくないかというふうな責任は、全部、学校薬剤師にあるわけですね。それから学校に井戸を掘つたところ、その水質が学校の児童の保健上よろしいか、よろしくないかということ、これも学校医でなくて学校薬剤師に責任があるはずですね。そういう意味でこれを加えたんだと、こゝろふりに了解してよろしいのですか。

○衆議院議員(白井莊一君) ただいま相馬委員の詳しい御説明兼質問の通りでございますので、その通りでございます。(ちよつとおかしいね)と呼ぶ者あり)

○千葉千代世君 今の件でございますが、薬剤師の職務範囲というのは、

ちよつと違ひのじやないかと思ひます。学校薬剤師が置かれる時分には、なるほどプールが盛んにでき始める時分、水質検査とか、三日に一本はかえるとか、もう一つは理科教室の薬剤の適當なあれを検査するということになつてゐるはずで、保健室はこれは学校医の管轄下でございます。それからプールの水質検査もこれは学校医の全体の保健上の権限であつて、その水質がいいか悪いかは、今度は衛生試験所もございまして、保健所を通して調べる機会もございまして、学校全体の保健上の責任は学校医が負つてゐるわけでございます。そういうわけで、歯科の面についてはこれは異議ござい

ませんが、薬剤師の面についてはかなり問題があるわけです。特に医学室でも、劇薬とか、毒薬とかいふものは、それぞれ学校の規定によりまして、ちゃんと錠を掛けてあつて、そうやたらに責任者の教員以外には持ち出すことができないことになっております。そういうふうな面で、その水質検査をするのは薬剤師の責任だということとはちよつと考えられないのですけれども、その点、相馬さんどこに規定してございましてか。(向こうへ聞け)と呼ぶ者あり) それじゃそちらの方へ……。

○相馬助治君 何条かあるはずですよ、条文は知らないけれども。

○千葉千代世君 そうですか。できるというのであつて、それが薬剤師だけの責任ではないわけですか。

○衆議院議員(白井莊一君) 学校保健法の施行規則の第二十五条に、「学校薬剤師の職務執行の準則」として一号から四号まで並べてございます。たと

えばその一として、「学校保健計画の立案に参与すること。」「二学校環境衛生に關し、定期に又は必要に應じ臨時に、次の事項に従事すること。」「三よりよりなことで、「学校における飲料水及び用水の検査」とか、「教室その他学校における空氣の検査並びに暖房及び換氣方法に關する検査」、その他「採光及び照明の検査」とか、いろいろございまして、なかなか職務も重要だと、かように考へております。

○千葉千代世君 それは薬剤師の任務の内容であつて、これは薬剤師でなければできないことではないということなんです。そこをどうもはつきりしないと思ひます。やはり学校保健で、これは学校医が責任を負つてゐるわけですから、その中の計画に參與して、学校保健の、あるいは養護教諭、学校長、そういうふうな中で学校薬剤師の參與する分野はこれこれだといふ内容がこゝろあるわけですね。そういう点で明らかにしていただきたい。

○衆議院議員(白井莊一君) 千葉先生の方が詳しいかと思ひますが、責任は、あるいは学校によつて学校医がしよつてゐるとしても、やはりこゝろ職務に従事する、そういうことでやはり学校に出向いてやる場合に、公務災害の対象に加へることが適當である、こゝろ考へております。

○岡三郎君 そうすると、白井さん、裏を返すといふと、学校薬剤師というのは、これから必置にするという方向にこの法を運営していくわけですか。つまり、あなたの答弁を聞くと、かくかくの理由があるからこゝろいうのを加へなくてはならぬ、それほど重要な理由があるならば、逆に言うと、学校

薬剤師といふものを置けといふことになると思ひますが、それはどういふことになりませんか。

○衆議院議員(白井莊一君) 学校保健法の附則の二項に、「学校薬剤師は、第十六条第二項の規定にかかわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、置かないことができる。」「こゝろいうこととございまして、その後においては、一応置くべきものと、かように規定なつております。それともう一つは、現在すでに、ただいま申し上げましたように、三千校は薬剤師が置いてあるよりあります。とりあへず、その方々に対しては一つ補償の対象として、安心して職務に従事できるように、かように考へております。

○岡三郎君 置くことは私反對じゃないのです、賛成なんです。今の答弁ですね、体育局長、三十六年三月三十一日以降においては必ず、今の答弁を裏返しますと、全国に学校薬剤師を置きますね、御答弁願ひたい。

○政府委員(清水康平君) 法律によりましては、学校医、歯科医、薬剤師といふものは當然置くことになつてゐるわけでございます。三者三位一体として学校保健に邁進していただくわけでございますが、ただし、薬剤師につきましては、当然置くことになつておりますけれども、三十六年三月三十一日までの間は、経過規定として、「置かないことができる」と、こゝろいうことになつてゐるわけでありまして。

○岡三郎君 それは前置きで、それから答へが出るのだ。

○政府委員(清水康平君) 従ひまして、現在のところはこゝろいう意味合いがございまして、大体三千人くらい学校薬剤師が置かれたわけでございますが、三十六年三月三十一日過ぎれば必置ということになるわけでございます。

○岡三郎君 なるわけでございます。じゃなくて、必ずこゝろいうふうになりますか。

○政府委員(清水康平君) 法律通りそういうふうになるだらうと思つております。

○岡三郎君 なるだらうと思つてゐるという、そういう答へではいかぬと思ひます。私は無理なことを言つてゐるのぢやないのだが、法律によるといふと、当分々々といふことがずいぶんついでに、当分がずいぶん長い当分があるわけですね。だから、それがまたその段階になつて延長することはないだらうかといふことを念を押して、どうせこゝろいふものを作るならば、もうちよつと権威あるものにして、学校薬剤師そのものがあつてもなくてもいいということとする適用でなくして、三位一体といふ今の説明の通り、それ以後は置いて、そして全国の学校の保健衛生を向上するのだ、こゝろいふ確信ある答弁を聞けば、まことにこの法改正は名実ともに備わつたものだ、こゝろなるわけですね。片一方の方は、三千校置いたからこゝろいふのではなくて、もう少し確信ある御答弁を願へばいいだいたいです。

○政府委員(清水康平君) 法の建前が、経過規定として三十六年三月三十一日までは、「置かないこと」ができてゐる。それが過ぎますれば、当然、学校薬剤師は学校歯科医、学校医と同じように、當然置くことになります。

そのつもりで私どもも考えております。

○豊瀬慎一君 今の岡さんの質問に関連して、局長に質問しておきたいのですが、御承知の通り、学校保健法は三十三年にできて、しかも附則第二項によりますと、ただいまの御答弁のようになり、三十六年三月三十一日までの経過措置が置いてあるわけですね。提案者も、また局長も、先ほど御答弁になりましたように、現在では三千校といいますが、三千人程度の薬剤師が置かれ、学校数に比しまして少々足りないような気がするのです。三十三年の学校保健法の成立当初から今日まで、薬剤師を設置するためにどういう指導をしてこられたか、そして、大体ただいまの御答弁による三十六年三月三十一日の経過措置が切れた際には、必ず必置されているという状態に対して見込みが、おありになるのかどうか、その点を念のために聞かしておいていただきたいと思います。

線に沿って努力して参りたいと思っております。

○岩間正男君 この問題に関連して、ちょっとだけお聞きしておきたいのですが、三千人というところ、これはまだ全体の何割にもならないわけですね。そうすると、来年、三十六年の三月三十一日というところ、一年しかないのです。それは経過的に予算措置はどういうことになるのか、裏づけの予算はどれくらい要するのか、こういう点について聞かしていただき、さらに、これについて文部大臣の所見をただしておきたいのです。今の問題、附則通りちゃんと実施する意向があるかどうかというところは、文部大臣に答えていただきたい。しかも、これは予算の裏づけをはっきりここで解決できるのかどうか、この点の見通しがなければ、これはまずいと思ふ。

○国務大臣(松田竹千代君) 政府としては、歯科医並びに薬剤師というものが、この法律の災害補償の対象になるような場合が、従来の実績から見ても、また今後もちよつと想定されがたいというふうに感じるものであります。必ずしも今直ちに必要を認めておられないのであります。

○岩間正男君 今の御答弁だと、これはやはり予算の裏づけのない附則は実現できないということ、法改正でもやつてごまかすつもりですが、大へんだと思うのです。今の御答弁では、それから予算の裏づけはどのくらいか、その額をはつきり言つて下さい。

○政府委員(清水康平君) 財源の問題でございますが、学校医、歯科医、これは経過規定がございませんので、当然置かれていくわけでございます。従

いまして、財源措置をいたしましては、一人につきまして決して十分ではございませんが、七千円というものを交付税で見ているわけでございます。従いまして、学校薬剤師につきましても、それ以後になりますれば、現在の状況が同じならば、当然七千円は一応地方財政の方で交付税で見えてやらなければならぬと思つております。もちろん七千円が十分であると思つておりませんが、同じように、三者とも同じ地方財政で見ていくことになると思ひます。

○岩間正男君 今のは年間です。それとすると、全体で何人ですか、それから全体の総額は幾らになるか、一人の単価を聞いていたものでなくて、ここでやるのだから、国会の論議です。ここから、総額幾らになるか、つまり公立学校に全部置くとすれば何人、何人、現在の三千人に對しまして何人足りないのか、それを全部充当すれば予算としてどれくらい要するのか、こういう点ははつきりしておりますか。

○政府委員(清水康平君) 御承知のとく、私立、公立、国立全部合わせまして大体三万五千校ということになるのでございます。必置になりますといふと、その金額はわかりませんけれども、やはり同じように地方財源で見なければならぬと思つております。

○岩間正男君 総額はわかりませんが、

○政府委員(清水康平君) 総額は、年額大体七千円といたしまして十億くらいになると思ひます。

○岩間正男君 そんなことになりましたか、ちよつと違ひましよう。

○政府委員(清水康平君) 間違ひいたしました。この学校給食、これは大ざっぱの考えでございますが、学校給食従事員一人につきまして九万円くらいで十二億であつたものでありますから、私、十億と申し上げたのでございまして、その十分の一くらい、だから一億くらいになるかと思ひます。大体のこれは見当でございます。

○岩間正男君 七千円でいけば私の計算では三万二千、三万五千人までみれば二億何ぼになる、二億四、五千万円になるのですか。

○政府委員(清水康平君) 三万といまして二億七千万くらいになると思ひます。そういうことだと思ひます。

○岩間正男君 どうですか、文部大臣、それを平衡交付金の中で、需要額の中にちゃんと組み込まれる確信があるかどうかということですね。確信がないから、先ほどの御答弁のようになりますと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(松田竹千代君) 三万数千の学校で薬剤師を必置しなければならぬというところは、三十六年三月三十一日以降、そういうことになっておる、もしこの法律通りであるとすれば、むしろ必置しなければならぬのであります。その予算措置につきましては、今直ちにここで明言いたしかねます。

○豊瀬慎一君 先ほどの質問で、もう一つ懸念がありますので、お尋ねいたしておきたいと思ひます。局長もたびたび言われましたように、施行規則の二十三、二十四、二十五条を休して見ますと、御指摘の通り三位一体というが、薬剤師の仕事というのは、この施行規則の条文だけ見ますと、非常

に薬剤師の仕事は直接的な生徒の保健に関する重要な任務を持つておられるのです。経過措置がおかれておるのですが、先ほど指摘しました通り、三十三年の四月十日に本法が公布になって、その年の一カ年間に於いてはどの程度薬剤師があつたか、それからさらに一カ年経過した今日において、三千数百人程度だと思ふのです。しかしそれでもなお三万五千、大学以外の学校といふことですが、三万数千の学校に配置するために十分の程度で、二カ年間の薬剤師の増加の経緯を知らせていただくと同時に、二カ年間でわづか十分の程度しかふえなかつた薬剤師が、はたして十倍に一年間でふやし得る見込みがあるかどうか、局長さんのきよりの天気のような明るい御答弁にもかかわらず、私はきのうのような暗い見通しを持つのです。そこで、その点に対しては、法律にしろ、その他の教諭にしろ、法律においては設置基準が設定されて、まことに整つたように作られておるけれども、この規定の定めにもかかわらずといふ附則が逆に主人公にとつてかわつて、現在においては非常にその措置ができていないというのが現状です。そこで、白井先生方の御提案の薬剤師にまで及ぼしていくということは、施行規則二十五条の職務内容に照らして当然の措置だと思ふ。しかし、私はこの法律によつて薬剤師が公務災害の際に救済される措置を講ずると同時に、学校保健法の精神あるいは施行規則の学校薬剤師の任務の重要性から考えて、この法律を作ると同時に、薬剤師を必置するということが法律制定と同時に決意されておらなければならぬと思

う。この点に対して、まず局長さんの方から、過去二カ年間にわたる薬剤師の増加していった計数と、現在において保健法成立後、二カ年たつてもなお十分の程度の薬剤師しか設置できていないのに、三十六年の三月三十一日までの間に、少なくとも学校保健法にいうところの大学以外の、第十六条にいう「大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする」と、この精神が、条章が完全に充足される見通しを持つておるかどうかについては、大臣の確固たる御答弁をお願いしておきたいと思う。

○政府委員(清水康平君) 今日までの学校薬剤師の増加を年度別にいうことでございしますが、今ちょっと資料を持っておりませんが、正確にはお答えできませんが、保健法を制定した当時よりも、去年の暮れから、ことしにかけて非常にふえてきたというふうに聞いております。それから附則との関係でございしますが、この附則は、よく附則には当分の間というふうに書いてあります。これには年限が切つてございします。それからもう一つは、先ほど申し上げました通り、全国の薬剤師協会も非常に熱心でございまして、またわれわれとしても、どうしても薬剤師というものは、学校医、歯科医と同じように必要であるという見地から、あらゆる機会をとらえて指導して参りたいと思つております。従いまして、三十六年の四月からは全部置けるように努力して参りたいと思ひます。それから学校医、歯科医師はもちろんです、薬剤師もそうなんです。従いまして、いわゆる非常勤の勤務でございしますが、いまして、その一人が教校を持つとい

うことも可能なんです。今後努力して充実して参りたいと思つておる次第でございします。

○国務大臣(松田竹千代君) 学校の児童保健を完璧にするために、学校医、歯科医、薬剤師、いずれもこれを必置することにいたしてやつて参ることが望ましいことであると考えます。しかし、これが予算措置につきましては、今ここで明言することはできません。

○岩間正男君 関連して。文部大臣のたゞいまの御答弁でありましたが、私は最近経験した問題と関連して、この問題を一つ考え直してもらいたい。というのは、最近、私の郷里ですが、宮城県村田町というところで集団赤痢が發生した。これは千五百人、これは全体の三〇%近くですが、新聞やラジオなどでも放送されましたが、大へんな大騒ぎですが、私も郷里へ行つてみました。自衛隊まで出動したという格好です。それから小学校、高等学校は全部隔離病舎に充てられた、重大な問題です。この根元を調べてみますと、これは水道なんです。水道から赤痢菌が入った。で、私はそういう点から、今この法案を審議しながら薬剤師の必要を考えたのですが、今の施行規則によりますと、飲料水の水质検査とすることが一つの職務内容に入っているわけですね。この点からみると、やはりこういうような集団赤痢の發生などというものに對して、こういう危険に對してやはり十分な措置をやるということ、そういう衛生的な科学的な運用をするということが必要だと思ふ。そのために私の町が、何でも三千万く

らいのこれは出費になる、これはとても現在の財政では補えないことになつて。それを考えると、これは単に私の町だけではありません。宮城県の中でも三、四カ所発生している。全国的に聞くと非常にこの例が多い。集団赤痢、そのほかにもいろいろな飲料水による腸チフスとか、パラチフスとか、こういうものを考えると、やはりこの水质検査というものを嚴重にやるということ、こういうことは防ぎ得るのです。そうすれば、これによつて失う損害を補つて余りあるものがあるのではないかと。私はそういう点から考えれば、この附則というものは生かされて、そうして学校の保健の行政を今後前進させる、こういう意味から、文部大臣の今の御答弁がありましたけれども、一年まだ期間があるのです。額からいってもこれは大した額ではない。得るところが多くて失うところが少ない。こういうふうに考えられます。最近、私の切実に体験したそういう問題もからみ合わせて、こういう薬剤師を置くという方向に、ここで努力を集中していただきたいと考えるのですが、いかがですか。

○加瀬完君 関連。あわせて答弁していただきたい。大臣、何か誤解していらっしゃるのじゃないかと思ふのです。法律で三十六年度から必置しなければならぬようになっておれば、当然の義務としては、政府として予算措置を講じなければならぬと思ふ。この点をもう一回事務当局によく確かめた上で答弁していただきたい。

○相馬助治君 関連して。同じことですが、大臣にお尋ねしておきたいと思ふのですが、議論の途中で、だいたい局長がしろろとの財政論を言つたので問題がかえつて複雑になつて、大臣も当面の最高の責任者として慎重な御発言をなさつたと思ふので、経過はわかりませんが、これは経過措置をきめた法律によつて、経過措置の期間が過ぎれば当然必置にするというのがこの法律の建前なんです。それからもう一つは、一億とか、三億とかいう費用がそこに出てきたが、これは文部省がそういう項目で費用をとる筋のものでなくて、交付税の中にこの問題が出てくるのであつて、当然この法の建前に照らして、文部省が自信をもつて指導しておけば、国の財政当局はこれに見合つて財政支出をしなければならぬ筋のものです。その点が一点。もう一つは、最近、岸内閣において、医療金融公庫まで設けることになつて法律を出してある。あのねらいは、無医村、無医薬局の解消ということが大きなねらいだと思ふのです。今、岩間委員から薬剤師の任務のことについて、赤痢患者の実例を引いての御説明でありましたが、私は自分の生まれた村がいまだに無医村なんです。町村合併によつて、今度大きくなつたということからいへば違ひますが、昔からいうと、私の村はいまだに無医村なんです。ところがここに学校薬剤師がある。これが非常に積極的にネズミの駆除から、それから今の赤痢や何かの予防から、それから川で子供が水泳することに対する指導から、非常に熱心に働いて実績をあげて、学校医に協力している実例があるのです。ですから私は当初、同委員が質問されたときに、大臣はこの法律の規定する通り、経過

期間が過ぎましたら置きますと、こうすつかりした言明があるのだと思つたところが、財政論にからんで話がこんがらがつておる。賢明にして、しかも勇氣ある松田大臣が、この際きつとして、納得するやうな答弁をして、そして薬剤師を経過措置以後には置くというところを一つ申し添えていただきたいのであります。

○国務大臣(松田竹千代君) 私はこの問題について当局から詳しい報告を受けておらなかつたので、私の答弁が的確な目標に向かつての答弁でなかつたことを自覚いたしますが、むしろこの法律が可決されますならば、学校保健法に規定されている趣旨に基づいて、その予算措置は講じなければならぬと思ひます。またそういたします。しかし、私のさつき申し上げたのは、明確にここで、この学校全体に対して明確に幾らの予算措置を講ずるということとは明答いたし兼ねますというところを申し上げたのであります。

○委員(長(清澤俊英君)) 他に御質疑ありませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(長(清澤俊英君)) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(長(清澤俊英君)) 御異議ないと認めます。

期間が過ぎましたら置きますと、こうすつかりした言明があるのだと思つたところが、財政論にからんで話がこんがらがつておる。賢明にして、しかも勇氣ある松田大臣が、この際きつとして、納得するやうな答弁をして、そして薬剤師を経過措置以後には置くというところを一つ申し添えていただきたいのであります。

○国務大臣(松田竹千代君) 私はこの問題について当局から詳しい報告を受けておらなかつたので、私の答弁が的確な目標に向かつての答弁でなかつたことを自覚いたしますが、むしろこの法律が可決されますならば、学校保健法に規定されている趣旨に基づいて、その予算措置は講じなければならぬと思ひます。またそういたします。しかし、私のさつき申し上げたのは、明確にここで、この学校全体に対して明確に幾らの予算措置を講ずるということとは明答いたし兼ねますというところを申し上げたのであります。

○委員(長(清澤俊英君)) 他に御質疑ありませんか。——他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(長(清澤俊英君)) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(長(清澤俊英君)) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(清澤俊英君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条による議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(清澤俊英君) 次に、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○加瀬完君 質疑の前に資料をお願いしたいのでありますが、先週の木曜日まで提出するというところで岡君から資料の要求があったわけでございますが、その資料がまだ配付されておらないように思いますが、この資料を出していただきたい。

それから今審議中の盲聾学校の就学状況あるいは就学に伴う生活状態、こ

ういったようなもので、われわれはこの法案を審議しておるという過程でいろいろの陳情を受けておるわけであり

ます。そこで、一応、こういう関係法律がかつて施行されております。さらにまた拡大されるわけでありまして、それにしても、さらに問題があるうと思

いますので、次の点の資料をお願いしたい。それは、就学させた場合、一人どのくらいの費用というものが現状

一カ月かかっているのか、その負担にたえられないような状態の家庭の子供

というものはどのくらいあるか、あるいは就学率は一体何パーセントぐらい

になっておるか、その他就学に困難な条件で今後解決しなきゃならぬとい

う点であるか、これらの資料をい

だきまして質問をしたいと思

いますので、お願いいたします。

○政府委員(内藤三郎君) 承知しました。

○委員長(清澤俊英君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) 速記をつけ

て。それでは質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言をお願いします。

○加瀬完君 この法案と直接の問題では

ありませんが、盲聾の、特に高等部などの就職とい

場合は主としてあんま、はり、きゅうと音楽でござい

ます。それから聾学校の方は相当範囲は広

いまして、今、学校でやっているのは木工芸、被服、理容、印刷、農業その他で、聾

の場合には相当職業の範囲は広

いまして、問題は盲ですけれども、あんま、はり、きゅう、音楽が幾らか

加わっているが、相変わらず盲人はあんま、はり、きゅうしかできないとい

うことでは、盲人でなくても、なかなかこのごろはあんま、はり、きゅうが多くなり

ましたので、それだけで自活するとい

うことは、また今までの盲人より以上の悪条件が出てくると思

うので、その辺は何か具体的な方法はまだないの

でしようか。

○政府委員(内藤三郎君) 御指摘の通り、今のところなかなか困難でござ

いますけれども、私もはできるだけ盲人に就職の機会を

広げたい、こういうことで、どうい

うものが盲人に適しているかという点は、諸外国の実例

もございまして、できま

すれば、モデル・スクールのよう

な格好で少し盲人の適職について検討をしてみたいと思

っております。

○加瀬完君 何か設備とか、それから技術指導とか、そういう具体的な条件

はそろっておるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 現在のところまだ十分でござ

いせんので、来年度の予算では、ぜひ盲人の職業教育

についてのモデル・スクールの設置したいと考

えております。

○加瀬完君 モデル・スクールで

おやりになろうとすることはどうい

うことですか、今までの盲人の職業教育とは別なものでお

やりになろうとすること

は、ある程度、金を余計かけた設備とい

うものを講じなければ、ほかの方

でいろいろ今度の法案のような内容を備

えたところで、聾者の将来の生活の安定とい

うものは、なかなか得られないのじやないかとい

うことをわれわれは感ずるのです。その点の予算関係は

逐年どのようになっておりますか。

○政府委員(内藤督三郎君) 現在のところ、盲学校、聾学校につきましては、一般の義務教育に準じた扱いをしておりまして、教員の給与費、それから教材費、建物の補助費、この三本が

見るといふ形にはいかないのじやないか。父兄の負担も非常に多い。これではこの問題は解決できないということを感じておりますが、この点はどうでしよう。

中心になっております。そのうち盲聾学校の場合には、教材費につきましましては、小中学校に比べまして大幅にふやしております。それから高等部につきましましては、これは義務制でございませうが、実は職業教育の産業教育振興法の予算が約十億ございます。その中から、わずかでございますけれども、できるだけさいて、盲聾学校の職業教育振興に役立てたいと考えております。

○政府委員(内藤三郎君) 大へん、もつともな御意見でございます。寧ろは私どもの方も盲聾の高等部は義務制並みに扱って参りまして、今日まで教科書、給食あるいは寄宿舎の今回の雑費とか、あるいは通学費等につきましては、義務制並みにして就学奨励を容易くして参ったわけであります。ただ、お話のように学校自体を改善して、この学校を出れば確実に就職ができるような

か、また、見られなかった理由が何かあるかどうか、將來どう考えるかどうかということが質問の第一点です。それから第二点は、これに関連して、前にこの委員会でも、私立の盲聾学校の施設の特別補助について陳情を受け、各委員もみなこれを聞いて同調されて、何とか骨を折ろうということになつたわけです。文部省は先般、予算を大蔵省との折衝の過程の中で、この費用を計上して、非常に熱心に御努力を、初等中等教育局長あたりも中心になつてなさつて下さつたという経過は知つておりますが、結局のところは大蔵省にけずられてびた一文ももらえなかつ

わけてございます。もちろん一定数になりますれば、当然、国鉄の方はつき添いの経費につきましては無料の運賃、無料で出しておりますので、まあ、その分と若干先生の分も必要があるろうかと思いますが、できるだけ実績を見まして、学校が困らないようにいたして参りたいと考えておるわけでございます。

○相馬助治君　その点よろしくお願いいたします。

○政府委員(内藤善三郎君)　それからもう一つの首聲の私立学校の助成費につきましては、御指摘の通りであります。私も、私どももいろいろ努力いたしま

かどうかはわかりませんが、何れにしても、相当程度のものは大体目的が達成されるのではなからうかと思っております。

○委員長（清澤俊英君） お諮りします。が、本案の質疑は次の委員会に譲ります。して、大臣の都合もありますから、このあと文教政策について御質疑を行なっていたら、それで午前中の委員会を終わりたいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（清澤俊英君） それではさうに扱います。

○委員長（清澤俊英君） それでは、

○加瀬元君　こういふ今審議中の法案のような内容を、いろいろ有利な条件を加えるということも就学奨励の一つの方法ですけれども、無理をしても高等部を出れば、一般の聾者や盲者と違つて非常に生活能力がついたといふ実績を私は教育の過程で上げなければ、やはり根本的な問題は解決できないと思ひます。それにしては、産業教育振興法では毎年それを適用して、そ

りにする、こういうような教育の点について、まだ不十分ではないかという御意見でございますが、その点は私どもも不十分な点は率直に認めておるわけであります。ただ、産業教育振興法のワケは相当幅が大きいのでございますので、この中から高等学校の産業教育ですから、できるだけ御指摘のようにまとまった金を出したい。経常的な教材等は、これは教材費の方から一般

た。そのときに聞くところによりますと、局長か次官かはわかりませんが、この費用は取れなかつたけれども、これは私学振興費その他の方面に働きかけて、何とか見れるように陰ながら援助をしようということをおつしやつたというのを聞いておりますが、この盲聾学校の、しかも私立の学校というのは非常に費用も食うし、その経営に困難があり、またこれをやっておる人

したが、最終的には私何らかの形で目的が達せられたと聞いておりますが、むしろこの点は、当時の管理局長であられた小林さんの方から御説明をしていただいた方がいかと思います。

○政府委員（小林行雄君） ただいまの私立の盲聾学校に対する国としての財政的な援助ということにつきまして、三十五年度の予算で、それぞれの学校関係者の非常な御要望もありまし

校のこの法案の質疑はこれで打ち切りまして、次期の委員会に持ち込みまして、これから文教政策並びに予算問題等の質疑を継続して行ないます。

○豊瀬楨一君 私は免許法関係の問題について二、三ただしておきたいと思うのです。

御承知のように、教育職員免許法につきましては二十九年に改正が行なわれたわけですが、この改正附則の第二

こへ予算を流すというわけにはおそれなく参りかねると思うわけです。そうではなくて、特殊な身体条件の者に対して、やっぱり特殊な職業教育をするという、ある程度のまとまった予算というもので設備をし、あるいは教育条件をそろえていかなければ、この根本的な問題は解決できないのじゃないかと思えます。一人前の生活人として自立させるという体系からすれば、どうも

から、まともな産業教育の施設につ
きましては、産業教育振興法のワクの
中からできるだけさいて、そしてこの
種教育の、特に職業教育の改善充実を
はかつて参りたいと考えております。

○相馬助治君 この法律に関連して、
二つだけお尋ねしたいのですが、今こ
ういふ法律を、おそまきながら政府が
出してきたということに対しては私は

が、みな宗教的な立場を持つておる特殊の人でないといけないというような経過もあります。従つて、文部省がこういうりつばな一部改正を今度されるという積極的な意思が表われている際ですから、私立の盲聾学校のこれら施設の問題について、局長としてどんな見解を持つてゐるか、一応二点、局長にお願いいたします。

○政府委員(内藤善三郎君) 最初の修

て、いろいろ財政当局と折衝いたしました。が、財政当局は、要するにそれは私立学校振興会の方からの融資または助成でやったらどうかというような話で、国の予算としては認められません。でした。私もその当時、振興会の責任者といういろいろ話をいたしまして、とにかく、まあ施設あるいは設備の面については、振興会の方からできるだけ努力をして、めんどろを見てもらいたい

項によりますと、第二項の中段ごうに、「盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員にあつては昭和三十五年三月三十一日まで、」その職にあることができる、というように定められております。そこで二十九年來、これらの仮免を受けているものが仮免を廃止されまして、経過規定の

する今日までの上進するために必要な
いゆる認定、講習会等の状況につき
まして、養成課長の方から御答弁をお
願いたしたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) ただいまお
尋ねの点についてお答えを申し上げま
す。お話しがございましたように、教
育職員免許法が二十九年に一部改正を
されまして、従来ありました仮免許と
いうものが、期限付でなくなる、整理
されたわけでございます。で、盲学
校、聾学校、養護学校の教員、それか
ら養護教諭につきましては、余裕期間
を六年間置きまして、三十五年三月三
十一日という日を限って効力がなくな
るということになったわけでございま
す。これにつきましては、それ以来、
文部省としていろいろ上進のための措
置として現職教育をやっております。
御承知のように、免許法に認められて
おりますところの認定講習とか、通信
教育、それから単位の修得試験という
ものを全国的な規模で実施して参つて
おります。できるだけそういう当該
者には上進の機会を与えたいというこ
とで措置をして参つたわけでございま
して、その法律改正当時の、元の仮免
許状所有者の数に比べますと、現在
残っておりますものの数は、相当大幅
に減少をいたしておるわけでございま
して、今までと参りました上進の
ための措置というお尋ねでございます
が、最近の状況を申し上げますと、た
とえば認定講習につきましては、盲
聾学校、養護学校の先生に對しまして
は、昭和三十三年度において十二科
目、約三千二百単位、それから養護教
諭につきましては七科目、四千二百單

位というよりな相当な認定講習を行
なっております。また三十四年度にお
きましては、盲聾、養護学校の先生に
つきましては、これもやはり十二科目
で約五千単位、それから養護教諭につ
きましては、七科目で三千八百単位と
いうような認定講習を実施いたしてお
ります。また、通信教育でございます
が、これも三十三年度には四科目で約
千百五十単位、それから三十四年度に
おきましては二科目で現在まだ履修中
でございますので、受講される単位数
はまだわかつておりませんが、これも
実施中でございます。それから単位修
得試験でございますが、盲聾学校の先
生につきましては、三十三年度におい
て八科目、約六百十単位、それから三
十四年度には四科目約百単位、それか
ら養護教諭につきましては、三十三年
度において二科目約三百単位、これは非
常に減つておりますが、約二十単位、
それから規模の認定講習、通信教
育、それから単位修得試験というもの
を実施いたしまして、まあそういう
該当者の方で、できるだけ期限内に上
進して、正規の、従来通りの教諭の位
置を保てるように、文部省としては措
置をいたして参つたわけでございま
す。

○豊瀬一君 免許法の施行規則、第
五章に認定講習の項を定めておりま
す。三十六条によりまして、「免許法
認定講習を開設することのできる者
は、左の各号の一に掲げるものとす
る。」第一番に、「開設しようとする
講習の課程に相当する課程を有する大
学」という規定になっておりま
す。第二項には授与権者を定めており
ますが、この第一項があるために、従
来、従来と申しますのは、昭和三十四
年七月二十五日文部省令第二十号が出
される以前のことですが、その以前に
つきましては、たとえば九州各県の仮
免を持つていた関係者は、各県の大学
が——この第一号に相当する大学が
これを開講しないために、熊本大学に
行ったり、あるいは四国では愛媛大学
のみに、それ以前においては開講され
たというのが実情だと訴えております。
また全国的に見ましても、養成所の設
置されておる県数も、十数県にとど
まつておるようです。こういう状態
では、なるほど開講された、何という
か、時間数というのか、単位数という
のは、御説明のように、全国的なもの
を把握するとか、旅費の問題とか、こ
ういふことは通勤距離とか、講習会を一週
間受けるに對する経費の問題とか、こ
ういふ開講場所が不十分なために、
今言われましたような趣旨にもかかわ
らず、特に三十四年七月二十五日以前
におきましては、受講できなかった者
がかなり多いと思ふのです。で、昭和
三十四年七月二十五日以前における受
講の状況と、省令第二十号が定められ
た後における受講の状況の把握があり
ましたら御説明願いたいと思ふます。

○説明員(村山松雄君) 認定講習の
実施状況について御説明申し上げます。
御指摘のありましたように、免許法の
認定講習は、昭和三十四年七月以前に
おきましては、大学でやるのか、しか
らざれば都道府県の教育委員会がやる
場合には、その府県所在の当該課程を
有する大学の指導のもとに運営されな
ければならぬことになっておりまし
た。従いまして、昭和三十四年七月以
前につきましては、特に養護教諭関係
の認定講習につきましては、まあ若干
開設できるものが限定されておりました。
その以前と以後におきまして、現
職教育等がいかに府県別にこまかく
やつておったかということについての
明細な資料は、現在残念ながら持ち合
わせがございませんので、御説明でき
ないわけでございますが、免許法改正
当時の仮免許状所有者の数と、それか
ら昨年の四月一日現在の該当者の数と
を対比いたしますと、相当大幅に減少
しておりますので、やはり六年間には
相当現職教育の機会がありまして、現
職教育を受けた者につきましては上進
しておるというところは言えると思いま
す。数で申し上げますと、二十九年現
在では盲学校で仮免許所有者の教諭が六
百四十名程度おりましたのが、昭和三
十四年の四月現在では七十九名程度に
減つております。聾学校につきまして
は千二百名程度おりましたのが、同じ
く三十四年四月現在では百人程度に
なっております。それから養護教諭に
つきましては千四百四十名程度おりました
のが、三十四年四月一日現在では四
百名程度に減少しております。さらに、
ごく最近の該当者の員数につきま
しては、これも残念ながら正確な数の資
料を持ち合っておりませんが、部分
的に各都道府県に問い合わせましたと
ころによりまして、昨年四月現在の
ものに比べまして、半数以下に減つて
いるのではないかと推定されてお
ります。従いまして、現職教育の
機会が昭和三十四年七月以後において
は、どこの県でも企画すればやれるよ
うにした措置にとらみ合はせまして、

最近においては相当減少しております
て、いよいよ昭和三十五年三月三十一
日の期限に至つて、二級免許状が得ら
れないでこの規程に該当するといふ者
の数は、多くても二百名以内になるの
ではないか、かように推定されます。
○豊瀬一君 関連した質問があるの
ですが、大臣が時間を急いでおられる
ようですので、大臣にお尋ねいたした
いと思ひます。今、養成課長から答
弁がありましたように、つい最近のデー
タによりまして、養護教諭で、今年
三月三十一日にその職にあることがで
きなくなるものが二百名程度あるよう
でございます。これは昭和二十九年に
免許法が改正されて、仮免許制度がな
くなったために、こうした現象が生じ
ておると思うのですが、あと三月三十
一日まで、わずかな期間しかなくして、
二百数十名、あるいは二百名前後
の該当者は、身分の不安定に對して非
常な動揺と心配を持っておるわけだ
と、こういう者につきまして、大臣
としては、免許法改正のために、不
安定な立場に置かれておる仮免許状を
持つて三月三十一日までに期限が迫ら
れておる者に対して、基本的に、本人
たちの今日の努力なり、あるいは
地方の需給状況に応じて採用された立
場にあったという状況を判断され
て、できるだけ三十一日に画一的な処
置をされることなく、十分地方の実情
に應じ、本人の今日までの労苦に報
いるような配慮をしていただきたいと考
えておるわけですが、大臣としての御
見解を承りたいと思ひます。
○国務大臣(松田竹千代君) 養護教諭
の今の御質問でございますが、法律が
すでにできておることでありまして、

従つて、その法律の精神を無視するわけには参りませんけれども、しかし、お話しのように、この点につきましては十分実情に即して適当な指導をして参りたいと、かように考えております。

○豊瀬慎一君 十分、大臣の配慮の点はわかりましたが、たとえば昨年の暮れにおきまして、茨城県の先生が、自分の県で講習会が開かれないうちに、東京都の講習会にわざわざやつてきた。ところが他県の者だから入れない、こういう押し問答があつて、数日後にやつと講習が受けられたというやうな事例もありました。こういう点は、私が先ほど申し上げましたやうに、講習会を設置するものの基準というものが明確に定めてあるため、あるいは当該教育委員会が、人数が少ないために受け入れ措置を講じない、こういうために、本人が上進しようとする熱意と努力があるにもかかわらず、その資格がとれなかつたという状況にある者がかなりおられるのです。こういう者につきましては、免許法の精神が、資格を有する教員をきちんと整理すると同時に、あの当時、養成課長をしておられた文部省の前田課長が、二十九年の法律改正の際に見解を述べておられるように、やはり現在、職にある者の身分を安定したいという立場も同時に考慮されていったと思ひます。こういう点も十分配慮していただきまして、あと数日になつておるこれから該当者の身分の安定につきましては、十分の配慮と御指導をお願いしたいと考えております。

なお、続いて局長にお尋ねいたしましたのは、これもまた免許法の定めによ

りまして、かりに四月一日以降、仮免を持つておる者が、期限が切れたために助教諭に採用されたといひまして、別表第六だつたと思ひますけれども、これが上級免をとるためには、やはり助教諭になつたときから必要年数を計算していくやうになつております。ところが、今日まで仮免を持つて教壇に実際に専念してきたものであるし、また、中には仮免になる以前に臨免を持つておつた時代もあると思ひます。こういう者を、画一的に新たに三十五年の四月一日から助教諭の身分とする二級免の資格の計算をしていくとすると、以前の本人の現場における苦勞というものが全く水泡に帰してしまふと思ひますが、こういう問題につきましても、やはり従前同様の同種の職にあつた、しかも助教諭なり、あるいは仮免許といふ、三十五年三月三十一日には消滅いたしますけれども、一定の法に定められた資格のもとに教育に従事しておつたわけですから、こういう者については、別表第六の基礎資格の計算については、どういふ配慮をなされておるかをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの通り、現在今なお仮免でありまます者は、その免許状が失効いたしました。結局あらためて臨時免許状をもらなければならぬといふことになるわけでございますが、しかし臨時免許状を受けるためには、それそれ基礎の資格があるわけでございます。その臨時免許状で助教諭に切りかえます場合に、ただいま御指摘のございましたやうに、従来の在職年数等が全然計算されない

というやうなことは、現在の実情から申しますと、私どももややお気の毒に存じますので、それらの場合には、できるだけ行政指導で、しかるべく更新してもらうやうに、各府県の当局者に指導をいたして参りたいと思ひます。なお、これは申し上げておきますが、現在、府県の当局者の方も、大部分はこの際そういうものをなくすのが理想ではあるけれども、そういう状況であるから、そういう暗黙の措置をある程度しようというやうな気がまえておるやうに、私も受け取つておるわけでございます。

○豊瀬慎一君 この方であつて、二お尋ねしたいのですが、先ほどから大臣の都合があるやうでございますので、やはり養護教諭ではありませぬけれども、同種の状況に置かれる者につきまして、大臣の見解をただしておきたいと思ひます。これもやはり昭和二十九年に免許法改正が文部省から提案された際に、衆議院におきまして、各派共同修正がなされておることに関連する免許法第九條の臨時免許状を持つておる者についてですが、第九條によりまして、臨時免許状はその免許状を授与したときから三年間、その都道府県に限つて効力がある、こういう規定になつております。その後、三十一年か二年に第一回が参りまして、一応更新されたもの、あるいは整理されたものがありまして、今年の三月三十一日が第二回目のこの三年間という有効期間が来ておるわけですが、この文部省が一年間でよろしいという提案をした際に、各派修正の論議は、三年に修正したその趣旨なり論議につきましては、理事会で話し合ひがされました

めに、当時の委員会記録にはさだかに載つておりません。しかし、これもやはり当時の養成課長の書かれた書類を見ますといふと、なるほど原則としては臨時免許状を持つておる者等を採用すべきではなくして、いわゆる正規の資格を取得しておる者を教員に採用することは望ましいといふことは何人も疑わなところだと思います。しかし、各府県の需給関係の必要上、どうしても学大あるいは大学出等の正規の有資格者がおるにもかかわらず、実際面において現場の教員の充足ができなかつたといふのが当時の状況であります。三十四年の文部省の統計によりますと、小学校一万数千、中学校にも数千のまだこういう身分の人がおるということ、免許状の有資格者を採用したいという精神にもかかわらず、各府県の実情はまだそこまで到達してないといふことを物語るものであると思ひます。第二回目の更新期にきておるこれら臨時免許状を持つて教壇に立つておる者が、これは必ずしも三月三十一日といふことではありませぬけれども、大体、戦後かなりの数が出たといふことは明らかであると思ひます。こういう者につきまして、やはり更新措置が行なわれるなり、あるいは何らかの身分安定の措置が行なわれることが必要ではないかと思ひます。特に臨時免許状を持つておる者が二級免許状をとるためには、免許法の規定によりまして、六年と四十五単位を必要とします。ところが免許法第九條によりまして、身分の規定ではありませぬけれども、免許状の有効期間の規定ではありますけれども、一応三力年間に整理されてい

くとすると、更新されない限りは、どんなに本人がまじめに二級免許状を取得して、いわゆる正規の資格を持つて教員になりたいと希望しても、免許法の規定から六年、四十五単位をとらなければならぬ。こういう点に更新されない者にとつては二級免が永久にとれないという立場にある、法の制約があるわけですが、こういう点も十分配慮していただきまして、三月、四月、五月にかけて、多数、都道府県の需給関係においてどうしても臨免を採用しなければならなかつたという実情と、これらの人々の不安な気持ちを十分そなへていただくとして、都道府県が第九條の第二項の規定をもつて、免許法第五條の三項あるいはその他の条文を適用して画一的に整理をするといふことは決して望ましいことではないと思ひます。こういう点につきまして、都道府県の実情、本人の希望あるいは熱心さ等を配慮されて、十分の行政指導をお願いしたいと思ひます。この点につきまして大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○国務大臣(松田竹千代君) 従来からもこうした教員等の資格を上げていくために、今回の、お話しのような場合と同じ場合もしばしばあつたのでありまして、一面、もちろん既定の方針——法律の規定に基づいて進んでいかなければならぬのでありますけれども、実際問題としては必ずしもその通りに参つておらないのが、それは理想と実情と、一筆にこれを理想のところへ持つていくといふことは事実上困難であるという事情が存したわけでありま

す。今回もそうしたことがあつたかと思ひます。ですから全般の需給関係あ

るいはまた個人の、その人の事情、それらの点も十分勘案いたしまして適当な指導をやつて参りたいと思ひます。

○豊瀬一君 ただいまの件に關してですが、この第九條の臨免の所有者の臨免の有効期間の三年間というものが、附則の7によりまして、「第九條第二項の規定にかかわらず、都道府県の教育委員会及び都道府県知事が協議して、定められた場合には「有効期間を六年とすることができる」という救済措置があるわけですが、これは現在、全国的にどのくらいの県で、本法の三年の有効期間を委員会規則等で六年に延期しておるところがございましょうか。

○説明員(村山松雄君) お答え申し上げます。委員会規則で臨時免許状の有効期限三年を六年に延長しておりますものは、現在では北海道だけのようになり承知しております。過去におきまして和歌山県も六年にしたことがございまして、現在では三年にしておるといふ工合に聞いております。

○豊瀬一君 過去において一県、そうして現在ではただ北海道だけ、こういう状況にあるということは、当時、先ほど申し上げましたように、三年の有効期間を設定するときに、各派の共同修正のもとに、現職にある者の身分安定、かりにその人たちが正規の免許状を持つていなくても、どうしても都道府県の帶給關係から、僻地その他の事情等から、そういう人たちが現場に出てもらわなければならないという必要性に立つて教壇に立つておる、そういう者を画的に三年の有効期限が切れたら首を切るということは好ましくないのであるという角度に立つて、これが各派の

共同修正で改正されたものであるというところは当時の職員養成課長の記録にもある通りです。ところが実際には附則の第七項の六年に延期するというのが行なわれていないというところのために、いろいろ個人々人に対しては問題が起つてきております。そこで、私は先ほど申し上げました、有効期間は三カ年間に制限しておきながら、免許法によれば、六年の経験と四十五単位を

とらなければ二級免許状がとれないという、何と申しますか、この立法上の矛盾についてお尋ねいたしたいと思ひます。なるほど単位は本人の努力次第によつては三カ年間であるいは四十五単位の取得が可能かと思ひます。しかし本人がどんなに熱心であり、一生懸命にがんばつてみましても、この三カ年の有効期間という制約の中からは、経験年数に必要な六年というのにはどうしても到達しない、ここにやはり私は免許法上の無理があるのじゃないか、こういう気がいたしますが、この件に對しましての見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 御承知だと思いますが、臨時免許状は法律の趣旨から申しまして、眞に臨時的なものであるというのが法律の趣旨でございます。従つて法律の真正面の趣旨から申しますと、それが二級にかわり、一級にかわるというふうな、特に上進の一つの段階というふうには法律的に考へられておらないのでございませう。ただ現実といたしましては、そういった仮の免許状はなくなりまして、臨時から二級へ移るといふことがあつたわけですが、その場合、御指摘のように猶予期間六年、四

十五単位、これは臨免の有効期間が三カ年であるということに比べて短か過ぎるのじゃないかということでございますが、なぜこの有効期間を三年にしたのかと申しますと、大体、臨免の状況というものは、各府県それぞれいろいろ実情が違つておりますので、府県の当局者でなければよくわからない、また、臨免所有者の在職の状況も時々刻々相当変化するのでございませう。こういったことから、まあ三年ぐらいでいいのじゃないか。改正前の旧法では、一年ごとに有効期間を見ておつたんでございませう。その一年では非常に酷であつたと申しますか、不安があらうからと申しますと、改正法でこれを三年間に延長したものでございませう。なるほど六年間に四十五単位をとるといふことは、まあ相当勉強しなければならぬけれども、先ほど申し上げましたような臨時免許状の趣旨から申しまして、眞に勉強した者に上進の機会を与えるという趣旨が本来のものでございませう。文部省としても、趣旨はそうではございませうが、なるべくこの期間の更新等も実情に応じて行なうように行政指導をして参りたいと思つております。

○豊瀬一君 やはりこの免許状の精神の一つの中に、学校を出てそのまゝ、もつた免許状のままで一生を過ごすといふことでなくして、本人が必加算されて上進していくといふことも、同時にこの免許法の精神の中にあると思ひます。だから臨免の場合の有効期間と二級免をとるといふ問題は、これは免許状の有効期間とは別に、本人の身分關係と関連してくる問題で

ありまして、必ずしもこのことから私が申し上げたようなことは成り立たないと思ひますけれども、やはり精神としては、そういう点を十分配慮していただきたいと思ひます。特に文部省が三十四年の五月一日に出しました文部統計速報によりまして、二十九年に免許法が改正されたときに、第五條の第三項に、「臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」という定めがあるにもかかわらず、それから五年近い歳月がたつておるにもかかわらず、小学校で一万数千、中学校で数千の助教諭がおり、やはり先ほど申し上げましたような、各県とも学大出でなくても就職できないような状況にありながら、なお新規採用が、つい最近お尋ねいたしますところによると、数百名は必ず助教諭の新規採用が行なわれております。こういう状況では、実際に必要な教員数に比べて、希望者、有資格者といふのは数倍になつておると思ひます。こういう状況の中でも、なお助教諭を採用しなければならぬという都道府県の実態を十分配慮していただきまして、仮免の有効期間である三カ年間の到来しておる、ここ当分教員力の間には、該

当者がかなり繰出するであらうといふことを判断していただきまして、十二分の配慮をしていただきたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

○政府委員(小林行雄君) 臨時免許状の有効期間の点につきましては、ただいまお話のございましたように、たしかに理想は臨時免許状といふものが將來なくなることを理想といたしておりますけれども、現実の状況として

は、小学校におきましても中学校においてもかなりの数がございませう。なお、これは私ども教員採用の実はあまりいい傾向とは思ひませうけれども、なお新規にそういう助教諭が採用されておる府県というふうなものもございませう。そういったことも勘案をいたしまして、有効期限が切れたから直ちにこれが全部失効するのだというような措置をとるまい、まあ必要に応じて、ある程度この有効期間というものを考慮して慎重に措置するように各府県の行政当局を指導して参りたい、できるだけそういった形で、將來上進の気持を持つておられる方は、その期間にできるだけの勉強をして上級の免許状をもらつて、しかも、その期間に得られるように配慮してもらいたいと思ひます。

○千葉千代世君 関連してですが、先ほど豊瀬委員からの質問にありました養護教諭の仮免の問題でございませうけれども、養護教諭の仮免の免許状を持たないが、その都道府県の財政の事情で任用できない方があつたわけですが、養護教諭として市町村支弁で勤めてゐるわけですが、その人が勉強しまして、今、大学局長のおつしたように、これは三年で十単位でございませうが、ところが、もう免許の申請を出すばかりになつたわけですが、ところが養護教諭といふ期間を基礎年数に認めないわけですが、そのために免許がおりないといふ方もございませうので、そういう点について、養成課の方ではキャッチしていらつしてございましょうか、実情を。

○説明員(村山松雄君) 御指摘の養護教諭とは、同等の資格を持ち、同等の職務に従事しておるが、定員を

他の関係で養護教諭として任用になつていない、いわゆる養護婦その他の名目で学校に勤務しておられる方というものは、全国で全部で三千数百名あるやに聞いております。そのうちの半数近くの方は、ある程度の養護教諭の資格をお持ちだという工合に聞いております。その方がさらに研修して単位をとられて養護教諭になりたいという場合に、現行法の規定をそのまま読みますと、養護婦は養護教諭でない。従つて教員でないから教員の経験年数としては勘定できない。経験年数の要件が満たされないから、単位をとつて養護教諭の免許状がとれないということ、まあ現実問題としてはあり得るわけでございます。これは法の解釈、運用としてはまことにやむを得ないことであります。まあ養成課の立場からすれば、その方は、初めから資格があれば養護教諭、養護助教諭なり何なりとして任用していただいて、その基礎資格から養護教諭に上進していただくのが筋だと考えますけれども、まあ現実には必ずしもそうならない。養護助教諭にもならない養護婦というよりな形で勤務しておられるということも御指摘の通りであります。これは法律をそのまま運用したので、は、どうにも始末がつかない困った問題の一つになっておりますが、まあ私どもといたしましては、法律の運用を

します場合、一面にはもちろん厳正に適用していかなくばならぬわけでありましてけれども、教員免許関係は、現実には各都道府県が主体になつて運用されております。その運用上、法律をそのまま適用することが個人的に、あるいは全体的に非常に権衡が失するやうな場合には、まあ法律の解釈として許され得る限りにおきまして、幅のある運用をすることも一面必要なんじゃないかと考えておりました。現実にも各都道府県とよく協議いたしまして、そのように運用しておるつもりでございます。まあ養護婦の問題につきましても、その線でやつていきたいと思います。

○千葉千代世君 まあ現実には都道府県と協議しておつたのです。何かさういふ行政的な指導をなさつたことはございませうか。

○説明員(村山松雄君) これは法律の解釈、適用の問題でございますので、法律にはこう書いてあるが、このやうに適用しろというやうな指導はなかなかやりにくいわけでございます。ただ都道府県からの照会、回答、これは文書上あるいは法律上の照会、回答等におきまして、先ほど申しましたやうに、法令の解釈、運用として許され得るだけの幅をもつて、まあ不均衡の是正、実情適合という趣旨が実現

できるやうにやつておるつもりでございます。

○千葉千代世君 趣旨はよくわかりましたが、現実には府県の事情によりまして、あるいは免許を担当している方の解釈によりまして不均衡があるやうに聞いているわけなんです。さういふ面で具体的な例を持つて出ましたら、個々の問題についての行政指導については、文部省の方から何らかの協議がございませうかしら、県に対して。

○説明員(村山松雄君) 免許法の適用、運営につきましては、都道府県の関係者の全国的な会議も持つておまして、統一的な運営をはかつておりますし、それから個別的に責任者なり、あるいは事務担当者なりから照会があれば、実情に即するやうな回答、指示を与えております。

○千葉千代世君 この養護教諭の問題については、今、衆議院で提案されております必置制の問題とからんで、かなり数的にも、それから資格の上にも改善していかなければならない面があると思ふんです。さういふ観点からも考えますし、また当面しては、この三月三十一日で、せっかく仮免の免状を持つて、そして年数は十分ありながら、ただ本人の事情でなく、本人がなまけるとか、さういふやうな事情は一切なくて、本人は任用してもらいたい

し、また任用していただける資格を持ちながら、その県の事情によつてなかなか任用できない、さういふやうな事情でございまして、これは差し迫つておりますので、できるだけ個々の例については御調査いただいて、幅の広い運用をしていただくやうに、重ねてお願いいたしまして質問を終わります。

午後零時四十三分散会

三月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、学校教育法の一部を改正する法律案(衆)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

第五十条第一項中「教諭」の下に「養護教諭」を加え、同条第二項中「養護教諭」を削る。

第百三条を次のやうに改める。

第百三条 小学校及び中学校には、特別の事情のあるときは、第二十八条第一項(第四十条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、昭和三十三年三月三十一日までは、養護教諭及び事務職員は、これを置かないことができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、学校教育法第五十条の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人
	二の学年の児童で編制する学級	二十人
	三又は四の学年の児童で編制する学級	十五人
	五又はすべての学年の児童で編制する学級	十人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人

中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	二の学年の生徒で編制する学級	二十人
	すべての学年の生徒で編制する学級	十五人
	学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十人

4 前三条の場合においては、都道府県の教育委員会は、第二項の表の下欄に掲げる数に五人を加

えた数とこえる数又は前項に規定する数に五人を加えた数とこえる数をもつて、公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めることができない。

第四条を次のように改める。

(学級編制の基準についての文部大臣の承認)
第四条 都道府県の教育委員会は、前条第二項又は第三項の場合において、同条第四項に規定する限度内において同条第二項の表の下欄に掲げる数とこえる数又は同条第三項に規定する数とこえる数をもつて公立の義務教育諸学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定めようとするときは、毎学年、当該基準について、あらかじめ文部大臣の承認を得なければならない。

第五条中「第三条第二項若しくは第三項」を「第三条第一項の規定により、かつ、同条第二項から第四項まで」に改める。

第六条中「市町村の教育委員会」を「市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会」に改める。

第七条中「合計数」の下に「に百分の百三を乗じて得た数」を加え、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 学校(分校を含む。)の総数に一を乗じて得た数
二 十七学級以下の学校の総数に三を乗じて得た数と十八学級以上の学校の総数に五を乗じて得た数との合計数
三 三以上の分校を置く学校の総数に一を乗じて得た数
四 学級総数に一を乗じて得た数
五 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数と乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級以下の学校	三
七学級から十二学級までの学校	四
十三学級から十八学級までの学校	五
十九学級から二十四学級までの学校	六
二十五学級から三十学級までの学校	八
三十一学級から三十六学級までの学校	九
三十七学級から四十二学級までの学校	十一
四十三学級以上の学校	十二

第八条中「合計数」の下に「に百分の百三を乗じて得た数」を加え、同条第一号から第三号までを次のように改める。

一 学校(分校を含む。)の総数に一を乗じて得た数
二 十七学級以下の学校の総数に三を乗じて得た数と十八学級以上の学校の総数に五を乗じて得た数との合計数
三 三以上の分校を置く学校の総数に一を乗じて得た数
四 学級総数に一を乗じて得た数

五 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数と乗じて得た数の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
三学級以下の学校	四
四学級から六学級までの学校	六
七学級から九学級までの学校	八
十学級から十二学級までの学校	十一
十三学級から十五学級までの学校	十四
十六学級から十八学級までの学校	十六
十九学級から二十一学級までの学校	十九
二十二学級以上の学校	二十二

第九条中「合計数」の下に「に百分の百三を乗じて得た数」を加え、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一 学校(分校を含む。)の総数に二を乗じて得た数
二 学校総数に十を乗じて得た数
三 学級総数に一を乗じて得た数
四 次の表の上欄に掲げる小学部又は中学部ごとに、同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数と乗じて得た数の合計数

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小学部	六学級以下の部	四
	七学級から十二学級までの部	五
	十三学級から十八学級までの部	六
	十九学級から二十四学級までの部	七
中学部	二十五学級から三十学級までの部	九
	三十一学級以上の部	十
	三学級以下の部	五
	四学級から六学級までの部	七
	七学級から九学級までの部	九
	十学級から十二学級までの部	十二
	十三学級から十五学級までの部	十五
	十六学級から十八学級までの部	十七
	十九学級以上の部	二十

五 寄宿舎の数に七を乗じて得た数と、寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の数が四十人をこえる場合におけるそのこえる数に六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)との合計数

第十條中「(以下「教職員定数」と総称する。)」を削り、「次の各号に掲げる者に係るものを含まないものとする」を「第一号に掲げる者に係るものを含み、第二号に掲げる者に係るものを含まないものとする」に改める。

第十二條を第十三條とし、第十一條中「公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数が教職員定数」を「当該都道府県内の公立の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部のそれぞれの教職員のそれぞれの総数が小学校教職員定数若しくは中学校教職員定数又は盲学校教職員定数」に改め、同條を第十二條とし、第十條の次に次の一條を加える。

(教職員定数条例に係る議案についての文部大臣の承認)

第十一條 都道府県知事は、当該都道府県内の公立の小学校若しくは中学校又は公立の盲学校及び聾学校の小学部及び中学部に置くべき教職員の定数に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十一條第一項に規定する条例に係る議案を当該都道府県の議会に提出する場合において、当該議案における教職員の定数が、第七條から第九條までの規定により小学校教職員定数若しくは中学校教職員定数又は盲学校教職員定数の標準となるべき数を下るものであるときは、あらかじめ文部大臣の承認を得なければならぬ。

附則第二項から第五項までを次のように改める。

(昭和三十六年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置)

2 昭和三十七年三月三十一日までは、第三條第二項の表によらないで、次の表によるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	五十二人
	二の学年の児童で編制する学級	三十人
	三又は四の学年の児童で編制する学級	二十人
	五又はすべての学年の児童で編制する学級	十四人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	五十二人
	二の学年の生徒で編制する学級	三十人
	すべての学年の生徒で編制する学級	二十人
	学校教育法第七十五條に規定する特殊学級	十人

3 前項に規定する日までは、第三條第四項中「第二項の表」とあり、又は第四條中「同條第二項の表」とあるのは、「附則第二項に規定する表」と読み替えるものとする。

4 附則第二項に規定する日までは、第七條中「次の各号に定めるところにより算定した数の合計数」とあるのは、「第一号、第四号及び第五号に定めるところにより算定した数と学校総数に二分の三を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」との合計数」と読み替え、同條第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学	校	規	模	乗	ず	る	数
六学級以下の学校							二
七学級から十二学級までの学校							三
十三学級から二十四学級までの学校							四
二十五学級から三十学級までの学校							五
三十一学級から三十六学級までの学校							六
三十七学級から四十二学級までの学校							七
四十三学級以上の学校							八

5 附則第二項に規定する日までは、第八條中「次の各号に定めるところにより算定した数の合計数」とあるのは、「第一号、第四号及び第五号に定めるところにより算定した数と学校総数に二分の三を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」との合計数」と読み替え、同條第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学	校	規	模	乗	ず	る	数
六学級以下の学校							四
七学級から九学級までの学校							六
十学級から十二学級までの学校							八
十三学級から十五学級までの学校							十
十六学級から十八学級までの学校							十二
十九学級から二十一学級までの学校							十四
二十二学級以上の学校							十六

6 附則第二項に規定する日までは、第九條第二号中「十を乗じて得た数」とあるのは、「二分の七を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」と読み替え、同條第四号の表によらないで、次の表によるものとする。

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小学部	六学級以下の部 七学級から十二学級までの部 十三学級から二十四学級までの部 二十五学級から三十学級までの部 三十一学級以上の部	三 四 五 六 七
中学部	六学級以下の部 七学級から九学級までの部 十学級から十二学級までの部 十三学級から十五学級までの部 十六学級から十八学級までの部 十九学級以上の部	五 七 九 十一 十三 十五

7 附則第二項に規定する日までは、第十一条中「第七条から第九条まで」とあるのは、「第七条及び附則第四項若しくは第八条及び附則第五項又は第九条及び附則第六項」と読み替えるものとする。

(昭和三十七年度における学級編制及び教職員定数の標準に関する経過措置)

8 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは、第三条第二項の表によらないで、次の表によるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 三又は四の学年の児童で編制する学級 五又はすべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十九人 二十四人 十七人 十二人 十人
中学校	同年年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒の編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	五十人 二十三人 十五人 十人

9 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは、第三条第四項中「第二項の表」とあり、又は第四条中「同条第二項の表」とあるのは、「附則第八項に規定する表」と読み替えるものとする。

10 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは、第七条中「次の各号に定めるところにより算定した数の合計数」とあるのは、「第一号、第四号及び第五号に定めるところにより算定した数と学校総数に二を乗じて得た数との合計数」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校	規 模	乗 ず る 数
十二学級以下の学校		三
十三学級から十八学級までの学校		四
十九学級から二十四学級までの学校		五
二十五学級から三十六学級までの学校		六
三十七学級から四十八学級までの学校		八
四十九学級以上の学校		九

11 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは、第八条中「次の各号に定めるところにより算定した数の合計数」とあるのは、「第一号、第四号及び第五号に定めるところ

により算定した数と学校総数に二を乗じて得た数との合計数」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校	規 模	乗 ず る 数
三学級以下の学校		四
四学級から六学級までの学校		五
七学級から九学級までの学校		七
十学級から十二学級までの学校		九
十三学級から十五学級までの学校		十一
十六学級から十八学級までの学校		十三
十九学級から二十一学級までの学校		十六
二十二学級以上の学校		十八

12 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは、第九条第二号中「十を乗じて得た数」とあるのは、「三分の二十を乗じて得た数（未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）」と読み替え、同条第四号の表によらないで、次の表によるものとする。

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小学部	十二学級以下の部 十三学級から十八学級までの部 十九学級から二十四学級までの部 二十五学級以上の部	四 五 六 七
中学部	三学級以下の部 四学級から六学級までの部 七学級から九学級までの部 十学級から十二学級までの部 十三学級から十五学級までの部 十六学級から十八学級までの部 十九学級以上の部	五 六 八 十 十二 十四 十七

13 昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは、第十一条中「第七条から第九条まで」とあるのは、「第七条及び附則第十項若しくは第八条及び附則第十一項又は第九条及び附則第十二項」と読み替えるものとする。

14 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までは、第三条第二項の表によらないで、次の表によるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 三又は四の学年の児童で編制する学級 五又はすべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十六人 二十人 十五人 十人 十人
中学校	同年年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十六人 二十人 十五人 十人

15 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までは、第三条第四項中「第二項の表」とあり、又は第四条中「同条第二項の表」とあるのは、「附則第十四項に規定する表」と読み替えるものとする。

16 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までは、第七条中「次の各号に定めるところにより算定した数の合計数」とあるのは、「第一号、第四号及び第五号に定めるところにより算定した数と学校総数に三を乗じて得た数との合計数」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校	規 模	乗 ず る 数
六学級以下の学校		三
七学級から十八学級までの学校		四
十九学級から二十四学級までの学校		五
二十五学級から三十学級までの学校		六
三十一学級から三十六学級までの学校		七
三十七学級から四十八学級までの学校		九
四十九学級以上の学校		十

17 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までは、第八条中「次の各号に定めるところにより算定した数の合計数」とあるのは、「第一号、第四号及び第五号に定めるところにより算定した数と学校総数に三を乗じて得た数との合計数」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校	規 模	乗 ず る 数
三学級以下の学校		四
四学級から六学級までの学校		六
七学級から九学級までの学校		七
十学級から十二学級までの学校		十

十三学級から十五学級までの学校
十六学級から十八学級までの学校
十九学級から二十一学級までの学校
二十二学級以上の学校
十二
十四
十七
二十

18 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までは、第九条第二号中「十」とあるのは、「八」と読み替え、同条第四号の表によらないで、次の表によるものとする。

部 別	規 模	乗 ず る 数
小学部	六学級以下の部 七学級から十八学級までの部 十九学級から二十四学級までの部 二十五学級から三十学級までの部 三十一学級以上の部	四 五 六 七 八
中学部	三学級以下の部 四学級から六学級までの部 七学級から九学級までの部 十学級から十二学級までの部 十三学級から十五学級までの部 十六学級から十八学級までの部 十九学級以上の部	五 七 八 十 十一 十三 十五 十八

19 昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までは、第十一条中「第七条から第九条まで」とあるのは、「第七条及び附則第十六項若しくは第八条及び附則第十七項又は第九条及び附則第十八項」と読み替えるものとする。

20 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までは、第三条第二項の表によらないで、次の表によるものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同年年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級 三又は四の学年の児童で編制する学級 五又はすべての学年の児童で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十三人 二十人 十五人 十人 十人
中学校	同年年の生徒で編制する学級 二の学年の生徒で編制する学級 すべての学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	四十三人 二十人 十五人 十人

21 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まででは、第三条第四項中「第二項の表」とあり、又は第四条中「同条第二項の表」とあるのは、「附則第二十項に規定する表」と読み替えるものとする。

22 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まででは、第七条中「次の各号」とあるのは、「第一号、第二号、第四号及び第五号」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級以下の学校	三
七学級から十二学級までの学校	四
十三学級から二十四学級までの学校	五
二十五学級から三十学級までの学校	七
三十一学級から三十六学級までの学校	八
三十七学級から四十二学級までの学校	十
四十三学級以上の学校	十一

23 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まででは、第八条中「次の各号」とあるのは、「第一号、第二号、第四号及び第五号」と読み替え、同条第五号の表によらないで、次の表によるものとする。

学 校 規 模	乗 ず る 数
三学級以下の学校	四
四学級から六学級までの学校	六
七学級から九学級までの学校	八
十学級から十二学級までの学校	十一
十三学級から十五学級までの学校	十三
十六学級から十八学級までの学校	十五
十九学級から二十一学級までの学校	十八
二十二学級以上の学校	二十二

24 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まででは、第九条第二号中「十」とあるのは、「九」と読み替え、同条第四号の表によらないで、次の表によるものとする。

部 の 別	部 の 規 模	乗 ず る 数
小学部	六学級以下の部	四
	七学級から十二学級までの部	五
	十三学級から二十四学級までの部	六
	二十五学級から三十学級までの部	八
	三十一学級以上の部	九

中 学 部	乗 ず る 数
三学級以下の部	五
四学級から六学級までの部	七
七学級から九学級までの部	九
十学級から十二学級までの部	十二
十三学級から十五学級までの部	十四
十六学級から十八学級までの部	十六
十九学級以上の部	十九

25 昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まででは、第十一条中「第七条から第九条まで」とあるのは、「第七条及び附則第二十二項若しくは第八条及び附則第二十三項又は第九条及び附則第二十四項」と読み替えるものとする。

(教職員の昭和三十五年における定数が標準定数をこえる場合の経過措置)

26 都道府県の教育委員会は、昭和四十年三月三十一日まででは、毎学年、当該都道府県内の公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一条第一項の条例において定められた昭和三十六年三月三十一日に終わる学年に係る当該都道府県内の公立の小学校又は中学校のそれぞれの教職員の定数(以下「昭和三十五年度における定数」という。)が第七条並びに附則第四項、附則第十項、附則第十六項及び附則第二十二項又は第八条並びに附則第五項、附則第十一項、附則第十七項及び附則第二十三項の規定により算出した数とこえるときは、当該一学級の児童又は生徒の数の基準が第三条第二項の表の下欄に掲げる数と下ることとならない限度において、小学校教職員定数又は中学校教職員定数の標準となるべき数が昭和三十五年度における定数に達するまで、学級規模の適正化を行なうものとする。

附 則

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

2 都道府県の教育委員会は、昭和三十六年四月一日に始まる学年の公立の義務教育諸学校(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「法」という。))第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいう。以下同じ。の一学級の児童又は生徒の数の基準を定める場合には、前項の規定にかかわらず、この法律の施行前に改正後の法第四条及び改正後の法附則第三項の規定による文部大臣の承認を得ることができる。

3 都道府県知事は、昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までに係る義務教育諸学校に置くべき教職員(法第二条第二項に規定する教職員をいう。)(の定数に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十一条第一項に規定する条例に係る議案を当該都道府県の議会に提出する場合には、この法律の附則第一項の規定にかかわらず、この法律の施行前に改正後の法第十一条及び改正後の法附則第七項の規定による文部大臣の承認を得ることができる。

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月三日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、建国記念日制定に関する請願(第七九五号)(第七九六号)(第八三〇号)(第八三七号)(第八三八号)(第八六〇号)(第八六一号)(第八六二号)(第八六九号)(第八八〇号)(第八八一号)(第八八六号)(第八八四号)(第八九〇五号)(第八九〇六号)(第八九〇七号)(第八九〇八号)(第八九一九号)(第八九四四号)(第八九四五号)(第八九四六号)

一、年寄りの日を国民の祝日とするの請願(第七九七号)

一、義務教育諸学校施設工事費算定方法改正に関する請願(第七九八号)

一、学校プール建設費国庫補助に関する請願(第七九九号)

一、靖国神社の国家護持に関する請願(第八二九号)(第八六三三号)(第八六四四号)(第九一八号)

一、宗教法人立幼稚園の取扱い等に関する請願(第八五九号)

第七九五号 昭和三十五年三月四日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 大分県下毛郡三光村大字小袋一、一一五 藤富鴻策外十四名

紹介議員 中野 文門君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人

心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされぜひ建国記念日制定に関する法案を今国会に提出せられたいとの請願。

第七九六号 昭和三十五年三月四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者 岐阜県恵那市長島町中野 下川英一外千六百八十一名

紹介議員 古池 信三君

紀元節が国民の感情を無視して廃止されてから既に十余年を経過したが、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まってきた。これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされぜひ建国記念日(もとの二月十一日の紀元節)制定に関する法案を今国会に提出せられたいとの請願。

第八三〇号 昭和三十五年三月五日受理

建国記念日制定に関する請願(一通)

請願者 岩手県花巻市矢沢 杉山昌之助外九十七名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八三七号 昭和三十五年三月七日受理

建国記念日制定に関する請願(五通)

請願者 高知県香美郡土佐山田町天坪 中西朔外四百九十九名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第八三八号 昭和三十五年三月七日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡加治木町錦江町九一 青山茂雄外百十二名

紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八六〇号 昭和三十五年三月八日受理

建国記念日制定に関する請願(三通)

請願者 東京都江東区深川常盤町二ノ七 赤松茂雄外七十名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八六一号 昭和三十五年三月八日受理

建国記念日制定に関する請願(三通)

請願者 岡山市門田文化町一、〇九三 矢木誠一外四百五十四名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八六二号 昭和三十五年三月八日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 東京都大田区南六郷三ノ一四 渡辺真光外四十名

紹介議員 大谷 賛雄君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八六九号 昭和三十五年三月九日受理

建国記念日制定に関する請願(九通)

請願者 千葉県茂原市六野一、五八二 鈴木明外千百四十五名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第八八〇号 昭和三十五年三月九日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 北海道江別市四ノ三 大山健之助外六十三名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八八一号 昭和三十五年三月九日受理

建国記念日制定に関する請願(十九通)

請願者 高知県南国市大堀乙二、六九五 溝淵忠広外十八名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八八六号 昭和三十五年三月九日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡井川村 保野子 鈴木志郎外四百四十二名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第八九四号 昭和三十五年三月十日受理

建国記念日制定に関する請願(五通)

請願者 茨城県水戸市見川町二、一三四 根岸芳夫外四名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第九〇五号 昭和三十五年三月十日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 高知県高岡郡橋原村宮野々 明神啓子

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第七九五号と同じである。

第九〇六号 昭和三十五年三月十日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 福島県常磐市湯本町八仙三八 三浦登外二十八名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第九〇七号 昭和三十五年三月十日受理

建国記念日制定に関する請願

請願者 長野県上高井郡小布施町大字小布施八四二 久保田義真外三百十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第七九六号と同じである。

第九〇八号 昭和三十五年三月十日
受理
建國記念日制定に関する請願(十五通)
請願者 北海道函館市元町四
〇 志賀長二郎外十四
名

紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第九一九号 昭和三十五年三月十日
受理
建國記念日制定に関する請願
請願者 札幌市南七条西十丁
目 根尾豊蔵外八十七
名

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第九四四号 昭和三十五年三月十日
受理
建國記念日制定に関する請願
請願者 東京都中央区月島通り
一二ノ三 石野猛雄外
百二十三名

紹介議員 黒川 武雄君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第九四五号 昭和三十五年三月十日
受理
建國記念日制定に関する請願
請願者 福島県双葉郡双葉町大
字長塚字福田迫一一
四 佐々木孟久外二十
三名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第七九六号と同じ
である。

第九四六号 昭和三十五年三月十日
受理
建國記念日制定に関する請願(九十五
通)
請願者 北海道江別市二ノ三
武藤保外九十四名

紹介議員 若米地英俊君
この請願の趣旨は、第七九五号と同じ
である。

第七九七号 昭和三十五年三月四日
受理
年寄りの日を国民の祝日とするの請願
(十七通)
請願者 福井県鯖江市西袋町一
六ノ一 山田文左衛門
外十六名

紹介議員 高橋 衛君
戦後やもすると老人軽視の風潮が生
じてきていることにかんがみ、老人を
敬愛し、その福祉思想のこころ揚と徹底
を期するために、「子供の日」「成人の
日」と並んで国民の任意的な祝日とし
て「年寄りの日」が定められ、例年九月
十五日をもつて全国いっせいに敬老行
事が実施されてきた。このように国民
感情の反映は年寄りの日を国民の祝
日としたいという強い要望となつても
りあがつてきたのであるが、これは、
単に、とおり一べんの敬老思想の普及
によるばかりでなく、老人の基本的人
権を確立し、その社会的役割を考慮
し、新しい敬老倫理の確立と老人福祉
施策の充実強化を希求する声が高まつ
てきたからであるから、あたかも本年
は「年寄りの日」の行事がはじめられて
から十周年にも当るため、九月十五日
を国民の祝日として設定せられたいと
の請願。

第七九八号 昭和三十五年三月四日
受理
義務教育諸学校施設工事費算定方法改
正に関する請願
請願者 岐阜県大垣市議会議
長 上田松治郎

紹介議員 小林 武治君
義務教育諸学校施設費国庫負担法第五
条によれば、校舎の新築又は増築にあ
たり国が負担する工事費の算定方法
は、「その年度の五月一日における児
童、生徒数」を基準としているが、昭
和三十七年度を頂点として急激に膨張
しつつある中学校の場合は、きわめて
現実には即さないものと思われるから、
少なくとも「翌年度の五月一日におけ
る児童、生徒の予定数」を基準とする
よう法改正の措置を講ぜられることも
に、「二人当りの基準坪数」及び「一坪
当りの建築の単価」の算定にあつて
は、補助抑制等と思われるような単価
でなく、現実に必要な単価を基準
とするような算定方法を改正せられたいとの請願。

第七九九号 昭和三十五年三月四日
受理
学校プール建設費国庫補助に関する請
願
請願者 岐阜県大垣市議会議
長 上田松治郎

紹介議員 小林 武治君
義務教育児童生徒の身心鍛練の最良の
方法として水泳が奨励されているが、
その場所について、各担当機関におい
て細心の注意が払われているにもかか
わらず、毎年悲劇がもたらされている
現状にかんがみ、その対策として各学
校にプールを設置し万全を期するこ
とが望ましいから、小、中学校に付設
するプール建設費を国庫補助せられた
いとの請願。

第八二九号 昭和三十五年三月五日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 大分市大字駄原七〇八
ノ二大分県連合会連合
会内 津野鶴人
春蔵君

紹介議員 後藤 義隆君 村上
昭和二十年十二月十五日に連合国総司
令部から発せられた政教分離に関する
指令により現在の靖国神社は一宗教法
人になつたが、もともと靖国神社は祖
國の平和を守るため尊い生命をささげ
た人々に対する国民の感謝の至情が具
現されている場所であり、その祭しの
本質は宗教的な儀式でなく全国民の感
謝の気持ちを表現する国民的行事であ
り、したがつてこの靖国神社をたんな
る一宗教法人として扱うことは国民感
情と一致しないから、靖国神社を国家
によつて長く厳肅に維持、管理するよ
う適切な措置を講ぜられたいとの請
願。

第八六三三号 昭和三十五年三月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 愛知県海部郡美和村二
ツ寺 近藤弘之七
九十八名

紹介議員 大谷 賢雄君
この請願の趣旨は、第八二九号と同じ
である。

第八六四号 昭和三十五年三月八日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願
請願者 島根県鹿足郡津和野町
大字森鹿足郡連合

会内 清田像外二千三
百八十名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第八二九号と同じ
である。

第九一八号 昭和三十五年三月十日
受理
靖国神社の国家護持に関する請願(二
通)
請願者 静岡県引佐郡引佐町奥
山一、五三〇ノ一 渡
辺鷹四郎外三千九百九
十三名

紹介議員 杉山 昌作君
この請願の趣旨は、第八二九号と同じ
である。

第八五九号 昭和三十五年三月七日
受理
宗教法人立幼稚園の取扱等に関する
請願
請願者 東京都世田谷区東玉川
町一六二銀の鈴幼稚園
内 五島宗宣外九十五
名

紹介議員 大谷 賢雄君
全国二千余施設の宗教法人立幼稚園
は、宗教法人法第六條により、それぞ
れの宗教教団の認証と各都道府県知事
の許可を得て、学校教育の一環として
の責務はもち論のこと、一般社会人の
要望にこたえて、宗教教育に重点を置
き、幼稚園教育実施に全力を傾注して
おり、学校法人立の幼稚園とならそ
ん色がないのであるから、宗教法人の
公認幼稚園に對し学校法人幼稚園同様
の資格と権利を認容せられることも
に、元宗教法人立で既に学校法人転換
の幼稚園がやむを得ず解散する場合、

その残余財産を元の宗教法人に返却するの立法処置を講ぜられたいとの請願。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(衆)

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二分の一」を「五分の四」に改める。

第三条中「二分の一」を「五分の四」に、「政令で定めるところにより、義務教育諸学校の種類に応じ」を「小学校にあつては五百円、中学校にあつては七百五十円、盲学校にあつては五千円、聾学校にあつては四千二百五十円に、政令で定めるところにより」に、「基礎として」を「乗じて」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

(昭和三十五年までの国庫負担金)

2 昭和三十五年までの国庫負担金に関しては、なお従前の例による。

(昭和三十七年度までの国庫負担率の特例)

3 改正後の義務教育費国庫負担法

第二条及び第三条中「五分の四」とあるのは、昭和三十七年三月三十一日までは「五分の三」と、同年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までは「十分の七」と読み替えるものとする。

(昭和三十七年度までの国庫負担金)

4 昭和三十六年度までの国庫負担金に關しては附則第二項中「昭和三十五年」とあるのを「昭和三十六年度」と読み替えて、昭和三十七年度までの国庫負担金に關しては同項中「昭和三十五年」とあるのを「昭和三十七年度」と読み替えて、それぞれ同項の規定を準用する。